

果樹農業振興基本方針 骨子（案）

第 1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1. 新たな果樹農業振興基本方針の策定に当たっての基本的考え方

- 従来の食料・農業・農村基本法に基づく政策全般にわたる検証および評価並びに今後 20 年程度を見据えた課題の整理を行い、食料・農業・農村基本法（以下、基本法）を改正（令和 6 年 6 月 5 日施行）
 - 新たな食料・農業・農村基本計画は、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、計画期間は 5 年間とする方針。これを踏まえつつも、新たな果樹農業振興基本方針（以下、基本方針）は、永年性作物である果樹の特性を鑑み、今後 20 年程度を見据えた 5 年間の基本方針として定める。
 - 基本方針において、果樹農業振興特別措置法に基づく果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標を定めるとともに、基本方針の実効性を高めるため、施策の有効性を示す K P I を定める。
- 果樹農業は、果樹の生産を脅かす大きな情勢の変化や課題に直面。

（農業者の減少・高齢化、生産減少）

- 高品質な果実の生産や国内外での堅調な需要を背景に、国産果実の卸売価格は上昇傾向で推移。
- 一方で、我が国は人口減少に突入。果樹農業者の減少・高齢化は先行して著しく進展し、栽培面積・生産量はともに減少傾向にあり、需要に対し国内生産が応えきれていない状況。

（高温等の影響による障害の頻発化）

- さらに、世界各地で気候変動による異常気象が頻発化。特に我が国の果樹農業では、高温等の影響による障害が頻繁に発生。

（中山間地域をはじめとした農村の地域社会の維持が困難）

- 果樹農業が大きな割合を占める中山間地では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進展。また、農村内の非農業者も今後大幅減少。所得の確保・向上とともに、地域経済を守るという観点から、果樹農業の地域の基幹産業としての付加価値を高めていくことが課題。

（需要の変化）

- 人口減少により果実の国内消費量が減少する中で、加工や輸出等の需要は増加。高品質な国産果実の強みは活かしつつ、多様な消費者ニーズを捉え、果実加工品等の新たな需要への対応や海外から稼ぐ力の強化が必要。

- これらの課題に対応し、需要に応える果樹農業の発展に向けて、生産基盤強化の加速化など、果樹農業の振興に必要な施策を整理。

2. 果樹農業の生産基盤強化の加速化に向けた施策の推進

(1) 労働生産性の向上

労働生産性の向上のため、地域計画に基づいた園地の集積・集約化や基盤整備を進めるとともに、省力樹形等の導入、スマート農業技術・省力化品種等の開発・導入を強力に推進する。その際、大規模な経営体の育成・参入や、省力樹形等の導入による省力的な樹園地への転換をスピード感を持って実現する。

(農地の集積・集約化)

地域計画に基づいた園地の集積・集約化を進める。

(基盤整備の推進)

地域や人に合った基盤整備の手法の検討を進めるとともに、果樹産地の基盤整備を推進する。

(省力樹形等の導入)

省力樹形等の機械化に向く園地条件や樹形を検討し、面積当たりの生産性を高める。

(スマート農業、機械化の推進)

スマート農業技術の導入や徹底した機械化を進める。さらに、労働生産性の向上に資する新品種・新技術の開発、汎用性のある安価な機械の開発、AIなど他分野からの技術転用を進める。

(大規模経営体の育成・参入)

大規模な法人経営体の育成・参入と省力樹形等の導入による省力的な樹園地への転換をセットでスピード感を持って実現する。

(2) 安定生産の脅威となる気候変動等への対応

気候変動に伴う夏季の著しい高温等による被害を回避・軽減するため、遮光資材の活用等による技術的な対策や、複数品種の組み合わせ等による高温に対応した栽培体系への転換、高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する。併せて、環境負荷低減の取組を推進する。

また、生産量を減少させる病害虫・鳥獣害への対応や、果樹生産に必要な不可欠な花粉・苗木の生産・供給力の強化を推進する。

(気候変動対応)

生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に対して、資機材による

対策や品種構成の見直し等の検討を進める。加えて、高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する。気候変動に適応する生産対策とあわせて、化学農薬使用量削減に資する病害抵抗性を有する品種等の開発・導入や化学肥料の低減等の環境負荷低減策・気候変動緩和策を進める。さらに、社会全体の行動変容につながるよう食料システムの関係者の理解を促進する。

(病害虫・鳥獣害対応)

総合防除による病害虫対策や、化学農薬使用量削減にも資する病害抵抗性の品種等の開発・導入、野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組による鳥獣被害への対応を一層進める。

(花粉・苗木の確保)

果樹生産に必要な不可欠な花粉・苗木について、産地の生産・供給力の強化や需給のマッチングを推進する。苗木の生産・供給の強化に当たっては、品種保護意識の向上等を推進する。

(3) 担い手の確保・育成、労働力の確保

新規就農者を増やし、担い手の減少を緩和するため、高度な技術の習得や園地の確保、未収益期間の克服など果樹特有の課題の解決に産地が取り組む果樹型トレーニングファームの取組を推進する。また、サービス事業体等を活用した労働力の確保、作業の省力化などによる季節的な作業ピークへの対応や労働時間の平準化を図る。

(新たな担い手の育成)

新規就農者を増やすため、高度な技術の習得や園地の確保、未収益期間の克服など果樹特有のハードルに対応する果樹型トレーニングファームの取組を推進する。

(果樹農業の魅力の向上・発信)

新たな担い手が果樹農業に魅力を感じるような、省力樹形等、労働生産性の高い果樹農業の姿を発信する。

(多様な農業者による園地の保全管理)

園地の集積・集約化を進めることを基本として推進しつつ、多様な農業者によるものも含めて、地域において自立的・持続的に果樹生産が行われることを通じ、園地の保全管理を行う。

(労働力不足への対応)

サービス事業体の活用や関連産業との協働、作業の省力化などによる季節的な作業ピークへの対応を推進する。また、外国人材の受入や、そのあり方について検討を進める。

(大規模経営体の参入の推進)

大規模な法人経営体の参入を推進する。

(4) 地域の基幹産業としての付加価値の向上

若い人たちに魅力のある産業とするため、作業の合理化、販売単価の向上により労働対価を高め、生産者の所得を向上させるとともに、農業という枠組だけでは労働力が限られる中、地域経済を守る観点から、輸出・加工など関連産業への波及、雇用の創出、地域の活性化など、地域の基幹産業としての果樹農業の付加価値を高めていく取組を推進する。

(輸出や加工等の関連産業との連携)

輸出等の販路に向けて大規模効率生産・流通による生産・販売を目指す事業体や、徹底した生産合理化により加工専用果実を生産する法人経営体、加工原材料を必要とする食品企業等との連携や、こうした事業者の参入を推進する。

(定年者等の地域住民、交流人口の参加)

農業生産条件が不利な山間部や島嶼部において、定年者、高齢農家、交流人口や新興企業など多様な人材が参加し、商品力のある商品の開発や軽労作業が可能な加工仕向けの品目の導入等により、収益と高い営農意欲を確保する取組を推進する。

3. **新たな需要への対応のための施策の推進**

(1) 国内需要への対応

高品質な国産果実の強みは活かしつつ、多様な消費者ニーズを捉え、手頃で日常的に摂取してもらえる生果実、果実加工品など新たな需要に対応した取組等を行う。

(手に取りやすい国産果実生産・供給への対応)

労働生産性の高い栽培体系への転換による、比較的手頃な価格で日常的に摂取してもらえるような果実生産・供給を推進。

(果実加工品の生産・供給への対応)

果実の機能性や地域の特色により差別化が図れるような新たな商品開発の推進や、加工等の関連産業等との連携を促すことによる加工仕向け用の原料果実の安定生産・供給を推進。

(食料システムの関係者の理解の増進)

日常的に摂取してもらえる生果実や果実加工品等の新たな需要について、流通など食料システムにおける多様な関係者の理解増進を図る。また、栄養バランスや機能性等の観点を踏まえて情報発信を行う。

（２）海外から稼ぐ力の強化

国内への需要に対応しつつも、拡大傾向にある海外マーケットを見据えた輸出に戦略的に取り組むため、高品質等の日本の強みを生かしながら更なる海外需要開拓を図るとともに、輸出先国・地域の規制やニーズに対応しつつ信頼関係を築き、これに対応できる産地も併せて形成していく。また、果樹の輸出と併せて、優良品種の戦略的なライセンスを推進し、周年供給による輸出促進と海外からのロイヤルティの新たな品種開発等への還元により、国内果樹生産の振興を図る。

（輸出産地の育成、海外需要の開拓）

防除体系の見直しなど輸出先国・地域の規制やニーズに対応する産地育成の推進とともに、プロモーション等による更なる海外需要開拓を図る。

（戦略的な海外展開の推進）

果樹の輸出と併せて、優良な品種を戦略的にライセンスし、ターゲット市場においてジャパンブランドの周年供給が可能な体制を構築することで、農業者の直接的な「稼ぎ」につなげるとともに、海外からのロイヤルティを得て、知的財産の保護・管理、産地化・ブランド化、さらには新たな品種開発に還元することで、農業者の将来的な「稼ぎ」につなげる。併せて、苗木のリース方式の活用やシステム管理等による優良品種の海外流出抑止とブランド管理、マーケットインの品種の開発・再評価を進める。

第２ 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

（新たな基本計画の目標値に合わせて策定）

（施策の目標や有効性を示すＫＰＩについても策定）

第３ 栽培に適する自然的条件に関する基準

（高温障害への対応など栽培の判断に資する条件を整理し、都道府県の試験研究機関の意見を踏まえ策定）

第４ 近代的な果樹園経営の基本的指標

（スマート農業技術などの技術導入や、付加価値生産性を高める経営を実現するモデルを作成）

第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

(1) 集出荷・流通対策

農村における人手不足やトラックドライバーの時間外労働の上限規制などによる労働力不足の中で、集出荷施設・選果場の再編集約・合理化、果実やコンテナなどの出荷規格の見直し、共同輸送やモーダルシフトなどを進める。

(集出荷の効率化の推進)

集出荷施設・選果場の再編集約・合理化などを進める。

(果実輸送の合理化の推進)

果実やコンテナなどの出荷規格の見直しや、共同輸送、モーダルシフトなどを進める。

(2) 果実の加工

国産果実の加工仕向けについては、選果の過程で生じる規格外品の一部が流通している状況であり、果実生産量の減少に伴い加工仕向量が減少している中、規格外品を加工用に回すだけでなく、契約生産など価格を決めて量のある程度加工に回せるような生産を進める。また、地域の基幹産品となる果実加工品の創出など、付加価値の高い加工仕向けの取組を推進する。

(国産の加工用原料果実の確保)

徹底した生産合理化により加工専用果実を生産する法人経営体、加工原材料を必要とする食品企業等の参入等により、契約生産など価格を決めて量のある程度加工に回せるような生産を進める。

(多様なニーズに対応した果実の加工)

果実の機能性や地域の特色により差別化が図れるような新たな商品開発の推進や、加工等の関連産業等との連携を促すことによる加工仕向け用の原料果実の安定生産・供給を推進。

第6 その他必要な事項

(自然災害への対応など)